**第９章　Q&A**

府条例に基づく化学物質管理制度では、化管法に基づく届出の運用を準用しています。届出要件や排出量・取扱量等の計算方法、事業者・事業所の業種、従業員数の数え方などは、化管法に関するQ&Aもご覧ください。

化管法届出に関するQ&Aホームページ（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/q-a.html>

１．全般（p9-1）

２．第一種管理化学物質の排出量等の届出関係（p9-2～p9-4）

３．VOC（揮発性有機化合物）関係（p9-5～p9-7）

４．化学物質管理計画書の作成、届出関係（p9-8）

５．化学物質管理目標決定及び達成状況の届出関係（p9-9～p9-11）

６．その他（p9-12～p9-13）

に分けて記載しています。

**１．全般**

**Ｑ１－１**

化管法の届出は代理人が行ってもよいことになっています。府条例に基づく届出（排出量等の届出、化学物質管理計画書、管理目標決定等の届出）についても、代理人が届出を行ってもよいのでしょうか。

**Ａ１－１**

代理人が届出を行うことは可能ですが、代理人は工場長、事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など、当該事業所の化学物質の管理に責任を有する方としてください。その場合、委任状や代理人の押印は不要ですが、社内で適切な委任行為を行ってください。

記入例は次のとおりです。

押印不要

届出者　住　所　　　○○市○○町○－△

氏　名　　　株式会社大阪化学工業

代表取締役社長　大阪 太郎

代理人　大阪第２工場長　堺 次郎

**Ｑ１－２**

化管法の対象物質が見直されましたが、府条例の管理化学物質はどうなりますか。

**Ａ１－２**

2022年３月に府条例の改正を行い（施行日は2023年４月１日）、府条例で独自に指定する第一種管理化学物質はVOC（揮発性有機化合物）のみとなりました。なお、改正後の化管法の第一種指定化学物質は、府条例の第一種管理化学物質に指定されています。

**２．第一種管理化学物質の排出量等の届出関係**

**Ｑ２－１**

取扱量が年間１トン以上とは、第一種管理化学物質に該当する物質の合計で判断するのですか。

**Ａ２－１**

「取扱量が年間１トン以上」は、第一種管理化学物質に該当する物質の合計ではなく、対象物質毎に取扱量が年間１トン以上か否かで判断します。ただしVOC（揮発性有機化合物）については、該当する物質の合計で判断します。「第８章VOC（揮発性有機化合物）の取扱量等について」を参照してください。

**Ｑ２－２**

当社は届出対象業種を営んでいますが、府内の本社では営業関係の事務のみを行い、対象物質を取り扱う事業所は他府県にあります。この場合でも届出が必要ですか。

**Ａ２－２**

第一種管理化学物質を取り扱う事業所が府内にない場合、届出は不要です。

**Ｑ２－３**

当社は金属製品製造業を営んでいます。本社（従業員25人）ではもっぱら事務を行い、工場（従業員10人）ではVOCを年間２トン程度使用しています。工場の従業員数は10人なので、排出量等の届出は不要ですか。

**Ａ２－３**

従業員数の要件は会社全体で判断するため、工場の従業員数が10人であっても会社全体で21人以上であれば届出対象となります。本件の場合、工場は業種、従業員数、取扱物質及びその取扱量全てが届出要件に合致しますので、届出対象となりますが、本社は第一種管理化学物質を取り扱っていませんので、届出は不要です。

**Ｑ２－４**

常時使用する従業員数とは、どのように数えるのですか。

**Ａ２－４**

化管法での従業員数の数え方と同じです。排出量等把握対象年度の４月１日の時点で、期間を定めずに使用されている人、もしくは１ヶ月を超える期間を定めて使用されている人、または把握対象の前年度の２月及び３月中にそれぞれ18日以上使用されている人です（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人も含む）。詳細は、PRTR届出の手引き等で確認してください。

**Ｑ２－５**

当事業所内では複数の届出対象業種を営んでいますが、「主たる業種」は、どのように選定しますか。

**Ａ２－５**

事業所が営んでいる届出対象業種のうち、製品の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種を「主たる業種」に選定してください。

**Ｑ２－６**

化学物質Ａを洗浄に用い、洗浄液を回収してその化学物質を繰り返し使用する場合、取扱量はどのように考えますか。

**Ａ２－６**

化学物質Ａを当該事業所内で製造していない場合、次の式で求めてください。

年間の化学物質Ａの取扱量＝把握対象年度の４月１日時点のＡの在庫量

＋把握対象年度中のＡの購入量

－把握対象年度末のＡの在庫量

**Ｑ２－７**

本社は他府県にあり、届出対象業種を営んでいる第一種管理化学物質を取り扱う事業所を府内に設置している場合、届出は必要ですか。

**Ａ２－７**

他府県にある本社も含め会社全体の従業員数が21人以上で、府内の事業所で営んでいる業種が製造業等24業種（P10-1参照）に該当する場合は、その事業所において年間１トン（特定第一種管理化学物質の場合0.5トン）以上取扱っている第一種管理化学物質について届出が必要です。

**Ｑ２－８**

第一種管理化学物質を含む製品の製造を他社に委託し、販売のみを行っています。その場合でも届出が必要ですか。

**Ａ２－８**

この場合は、対象化学物質の取扱がないとみなされるので届出は不要です。ただし、委託を受けた事業者が届出対象となる可能性があります。

**Ｑ２－９**

ステンレス鋼を酸洗いして、メッキ、伸線、加熱する際、クロムの取扱量はどのように考えるのですか。

**Ａ２－９**

鋼材に含まれるクロム量が取扱量となります。PRTR排出量等算出マニュアル第5.0版　第３部　資料編　Q&A　ページⅢ-166を参考にしてください。

**Ｑ２－１０**

石油倉庫業で他社の製品を保管していますが、その場合の取扱量の分類はどうなりますか。

**Ａ２－１０**

「その他」に該当します。

**Ｑ２－１１**

第一種管理化学物質に関して、今までの取扱量等のデータを把握していない場合はどうすればよろしいですか。

**Ａ２－１１**

過去のデータが不明な場合は、存在するデータからの推計値でもやむを得ませんが、必ず集計してください。（例えば、月変動が少ない場合、直近３ヶ月の取扱量を４倍して年間取扱量を推計するなど）。

**Ｑ２－１２**

一斗缶に入った溶剤（トルエン）を使用しています。溶剤の１％が使用後の一斗缶に残っていると考えて、移動量（廃棄物）として届出を行なっています。使用後の一斗缶は産業廃棄物（金属くず）として処理しているため、この場合の廃棄物の種類は金属くずでよろしいでしょうか。

**Ａ２－１２**

管理化学物質を含む物質を廃棄物処理している場合は、マニフェストに記載した廃棄物の種類を記載していただくこととしていますが、このような場合は、トルエンが通常どおり廃棄されたとみなし「廃油」としてください。

**３．VOC（揮発性有機化合物）関係**

**Ｑ３－１**

届出対象となる第一種管理化学物質であるVOC（揮発性有機化合物）は、該当するVOCの種類ごとに届け出るのですか。

**Ａ３－１**

届出対象となる第一種管理化学物質であるVOCは、事業所で取り扱うトルエンやシクロヘキサンなど該当物質の合計を意味しています。したがってその合計が年間１トン以上の場合、排出量、移動量、取扱量等を届け出てください。

例えば、塗装工程で扱われる溶剤（シンナーなど）は種々のVOCの混合物ですが、使用した溶剤全体に含まれるVOCの量で判断してください。

**Ｑ３－２**

塗装工程で使用している溶剤のうち、取扱量の多いトルエンのみ化管法の排出量等を届出しています。府条例でもトルエンの取扱量だけを届け出ればよいのですか。

**Ａ３－２**

府条例では、以下の２つの届出が必要です。

(1)トルエン単独の取扱量の届出。

(2)トルエンを含むVOC全体の取扱量・排出量・移動量の届出。

**Ｑ３－３**

VOCは種類が多く判断しきれませんので、該当する物質のリストを示してください。

**Ａ３－３**

VOC（揮発性有機化合物）一覧を第10章（６）（p10-30～p10-35）に示していますので参考にしてください。なお、このリストに載っていなくても、沸点等の物性値からVOCであると判断できる物質を扱っている場合は、その物質も取扱量・排出量等の算出に含めてください。

**Ｑ３－４**

VOCは、原材料以外に装置の腐食防止材、工場建屋の壁に塗る塗料、業務用で使用する自動車の燃料、ボイラーの燃料等にも含まれていますが、どこまでを取扱量に含めなければなりませんか？

**Ａ３－４**

事業所内において本来の事業として行う活動に伴うものを対象にしてください。

製造工程に加え、装置の腐食防止材は対象にしてください。建屋の塗装など一般的な施設の維持管理や公道を走る業務用自動車からの排出は取扱量に含める必要はありません。

また、事業所のボイラーや構内車両等で使用される燃料については、府条例のVOC取扱量等の対象から除いてください。

ただし、製油所や油槽所など、通常、燃料を製品として製造・貯蔵している場合は、VOCの取扱量等の対象となります。

**Ｑ３－５**

府条例で指定されたVOCに関する排出量等の届出で、自社の事業所で独自に排出係数を調査する必要がありますか。

業界団体が調査した標準的な排出係数を使用することはできますか。

**Ａ３－５**

業界団体が調査した標準的な排出係数等を使用することができます。また、独自に調査を行い、排出係数を把握している場合は、それを使用することができます。

**Ｑ３－６**

府条例で指定されたVOCに関する排出量等の届出で、対象となる個別の物質について取扱量を求め、個別の物質について排出係数を掛けて排出量を算出し、それを合計してVOCの排出量としてもいいですか。

また、対象となる成分の合計量として取扱量を算出したうえで、その合計量に対して排出係数を掛けて排出量を算出し、それをVOCの排出量としてもいいですか。

**Ａ３－６**

上記の２つの算出方法については、どちらの方法でも結構です。

**Ｑ３－７**

VOCに該当する個別成分について、SDSには第一種指定化学物質であれば含有量１％以上、特定第一種指定化学物質であれば含有率0.1％以上の場合に含有率等が記載されます。ベンゼン、エチレンオキシド、塩化ビニル(モノマー)など、VOCに該当する特定第一種指定化学物質のみ含有率の記載があり、合計すると１％未満の場合は、VOCとしての取扱量の把握対象外になるのですか。

また、塗料中の溶媒のように含有されるVOCの成分が多く、個々の成分についての取扱量の把握が困難な場合や、成分中にSDSの記載対象外のものがある場合、取扱量の把握はどうすればよいのですか。

**Ａ３－７**

VOCに該当する成分の合計が１％以上の場合は、VOCとしての取扱量の把握対象になります。VOCは個々の成分ではなく総量で判断するためです。なお、SDS等に記載された内容による把握で結構です。

塗料中のVOCの算出については、個々の成分を積算する方法と、VOC全体としての含有率から求める方法が考えられます。

前者はSDS等に記載された内容による把握で結構です。

後者もSDS等にVOCとしての含有率が記載されている場合は、その数値を利用できます。

また、簡易な実験により塗料中のVOC含有率を求める場合は、

VOC含有率(％)＝(塗料重量－塗料中の塗膜形成物の重量－水分重量)

÷(塗料重量)×100

としてVOC含有率を求め、含有率と塗料使用量からVOCの取扱量を求めることも可能です。

府条例の独自指定物質に関する含有率等の情報は、SDS等による把握を前提としています。しかし、情報提供が努力義務であるため、含有率が不明な場合には取扱量等を把握できなくてもやむを得ません。ただし、含有率がわかった段階で算出方法を見直してください。

**Ｑ３－８**

VOCにも届出のすそ切りがあるのですか。

**Ａ３－８**

原材料・資材等に含まれるVOCの合計の含有率が１％（質量）未満であれば、VOCの取扱量等の把握の対象となりません。

**４．化学物質管理計画書の作成、届出関係**

**Ｑ４－１**

当事業所では、既にISO14001を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）を実践していますが、それとは別に指針にそって、化学物質管理計画書も作成するのですか。

**Ａ４－１**

ISO14001により府条例と同等以上の化学物質の管理をすでに実施している場合は、この指針に基づき実施する措置とみなします。

ただし、計画書の届出義務は免除となりませんので、表紙（様式23号の14）を作成し、別添にはEMSに規定する管理体制や緊急事態の措置等の概要を計画書として届出ください。

**Ｑ４－２**

旧指針でも管理組織の整備が記載されており、体制を組んでいましたが、それを新しい指針に基づく管理計画に組み込んでよいですか。

**Ａ４－２**

旧指針で整備している組織を活用し、新しい指針にそって今の組織を新しい指針に合うようにしていただければ結構です。

**Ｑ４－３**

化学物質管理計画書の「緊急事態に対処するための計画」において、管理化学物質等の貯蔵状況で記載する物質は、扱っている全ての物質が対象になるのですか。また、管理化学物質の危険性・有害性の評価について、GHSリストとその危険性・安全性の評価表は扱っている全ての物質ごとに作るのですか。

**Ａ４－３**

管理化学物質等の貯蔵状況で記載する物質及び危険性・有害性の評価で記載する物質は、排出量等の届出対象となった管理化学物質（第一種管理化学物質：年間取扱量が１トン以上、特定第一種指定化学物質：年間取扱量が0.5トン以上）を記載してください。なお、届出対象とならない管理化学物質についても、貯蔵量等を勘案し適宜記載してください。

**Ｑ４－４**

同一敷地内に３社の事業所がありますが、排水処理装置は共通で使用しています。化学物質管理も一体として運営しており、排出量等の届出書も３社で構成する管理組合として届出しています。管理計画等も管理組合として届出してよろしいですか。

**Ａ４－４**

３社が管理組合をつくるなど、一体的に化学物質の管理等の運営を行い、管理組合の代表者が届出者となる場合、管理計画書は管理組合としての届出だけで結構です。

なお、事業者間の関係によっては、同一敷地内にあっても事業所毎の届出が必要となる場合もありますので、PRTR排出量等排出マニュアル第5.0版　第３部 資料編　Q&A　ページⅢ-149も参考にしてください。

**５．化学物質管理目標決定及び達成状況の届出関係**

**Ｑ５－１**

管理の改善の方法で、設備の安全化の対策やマネジメントシステムの改善等を選択し、目標値や改善率が数値化しにくい場合、目標の設定や達成状況の把握はどうすればよろしいですか。

**Ａ５－１**

数値化しにくいものは、改善が進んだことがわかる内容を記入してください。

例:ホームページで環境報告書を公開、貯蔵タンク周りの監視カメラの設置による安全

対策の強化など

数値化できないものは、対策を行った状況を記入してください。

・化学物質管理システムの導入

・ムダ、ムリ、ムラの対策マニュアルの策定及び教育の実施

・監視カメラの設置による安全対策の強化　　　　　　　　　　等

**Ｑ５－２**

ISOの活動を含め１年間の区切りを11月1日～10月31日とし、事業内容を集計しています。府条例の取扱量の届出、目標決定及び達成状況の届出において、上記の期間での集計値でよろしいですか。

**Ａ５－２**

排出量等の届出は化管法と整合させるため４月１日～３月31日で集計、届出してください。目標設定・達成状況も同じ期間が望ましいですが、別に集計期間があるなど特段の事情があればそれ以外の期間でも可能です。その場合、集計期間が異なる（○○月○○日～□□月□□日）ことを記入してください。

**Ｑ５－３**

当社では他県の事業所も合わせ、毎年、会社全体として削減目標を設定、進捗管理しています。他事業所との関係で５年間といった長期目標は設定できません。毎年目標を変更してもよろしいですか。

**Ａ５－３**

５年間は推奨する期間ですので、Ｑ５－３に示すような特段の事情があれば変更可能です。

ただし、府条例の規定により事業所毎の届出となっていますので、複数の事業所を合算して一つの届出とすることは出来ません。この場合、毎年目標設定し、達成状況を報告していただくため、１年間に目標設定とその目標達成の２種類の届出が必要となります。

**Ｑ５－４**

今後、事業拡大する予定であり、排出量はどうしても増えてしまいます。管理目標決定及び達成状況の届出で、指標とする項目をどのように設定すればよいですか。

**Ａ５－４**

製品を１単位作る時の化学物質の排出量の削減など、歩留まりの向上による原単位的な削減も、化学物質管理を推進する上での目標と考えています。

**Ｑ５－５**

もともと排出量が少なく削減対策が取れない場合、どうすればよいですか。

**Ａ５－５**

リスクコミニュケーションの推進やマネジメントシステムの強化、安全対策の強化など、物質削減以外の管理の改善を選ぶことができます。

**Ｑ５－６**

従前から種々の対策を講じており、これ以上の排出量の削減は不可能な場合、現状維持という目標でもよろしいですか。

**Ａ５－６**

すでに十分な対策を講じている場合は、情報発信やリスクコミニュケーション等を目標に設定しても結構です。達成状況の記述も定性的なものでも結構ですが、届出時には、これまでの削減努力を付記してください。

**Ｑ５－７**

管理目標決定及び達成状況の届出で、従来から化学物質対策に取組んできており、排出量等の削減や代替品への転換、マネジメントシステムの導入、リスクコミュニケーションの推進などすでに手を尽くしきっています。このような場合どうすればよいのですか。

**Ａ５－７**

現状維持も目標になります。その場合、実施した対策等について十分な説明を付記してください。

**Ｑ５－８**

当社では、ISO14001を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）に基づいて化学物質の管理の改善計画を定めています。今回のVOC削減はそれとは別の計画を進めてほしいということですか。

**Ａ５－８**

ISO14001により府条例と同等以上の計画をすでに定められている場合は、今回の管理の改善についてもそれを踏まえ進めていただければ結構です。新たに別の計画を求めているものではありません。

**Ｑ５－９**

目標決定及び達成状況の届出書で、当初の達成期間（５ヶ年）より、早く達成した場合はどうするのですか。

**Ａ５－９**

達成した状態を引き続き維持してください。また、可能であれば、さらなる改善を目指してください。

**Ｑ５－１０**

目標決定及び達成状況の届出で、計画どおりの達成ができなかった場合、ペナルティーがあるのですか。また、立ち入り調査などもあるのですか。

**Ａ５－１０**

この制度は自主管理を推進していただくことを目的としています。目標が計画どおり達成できなかった場合にもペナルティーはありませんが、達成できなかった原因を分析し次回の計画策定の際に反映させてください。

なお、内容を確認するため立ち入り調査を行うことはありますが、ペナルティーを課すためではありません。

**Ｑ５－１１**

化学物質管理目標達成状況等届出書において環境マネジメントシステムの改善等、数値目標以外の目標を立てていますが、「化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容」及び「化学物質管理目標の達成状況」の欄はどのように記載すればよいのですか。

**Ａ５－１１**

「化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容」については対策の内容を記載し、「化学物質管理目標の達成状況」については対策内容の実施状況を記載してください。

**Ｑ５－１２**

目標達成年度が昨年度で終了した場合、今年度はどのような届出が必要ですか。

**Ａ５－１２**

目標達成年度が昨年度で終了した翌年度には、以下の２種類の届出が必要です。

（例）目標年度：2023年度　　届出年度：2024年度　の場合

１）2023年度の目標達成状況の届出

２）2024年度を計画初年度とする管理目標決定の届出

**６．その他**

**Ｑ６－１**

第一種管理化学物質について、含有率情報が得られなかった場合はどうすればよいですか。

**Ａ６－１**

原材料・資材等の販売会社等に問い合わせ、できる限り含有率情報の入手に努めてください。第一種管理化学物質の多くは、労働安全衛生法でのSDSの対象になっていますので、そちらの情報も活用してください。

なお、どうしても含有率情報が入手できない場合には、その原材料・資材等に含まれる化学物質の取扱量等を把握できなくてもやむを得ません。ただし、含有率がわかった段階で算出方法を見直してください。

**Ｑ６－２**

SDSの記述で、含有率が濃度範囲として記入されている場合は、どの数値を使えばよろしいですか。

**Ａ６－２**

年間の取扱量等を求めるのにどの値を使うのがよいか、SDSの提供元に問い合わせてください。どうしてもわからない場合は、中央値や平均値を使用できます。

**Ｑ６－３**

管理の改善を実施するにあたり設備導入等に利用できる融資制度等はありますか。

**Ａ６－３**

日本政策金融公庫の中小企業事業として、「環境・エネルギー対策資金」があります。詳細は、日本政策金融公庫に直接お問合せください。

日本政策金融公庫ホームページ

https://www.jfc.go.jp/

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

また、各自治体の商工部局で各種の融資制度がありますのでお問い合わせください。（以下は、2024年３月現在の情報です。）

大阪府商工労働部　制度融資（信用保証付き）のご案内

https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/index.html

大阪市経済戦略局　中小企業向け融資制度のページ

https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000295589.html

堺市　中小企業融資制度のページ

https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/yuushi/seido/index.html

岸和田市　中小企業支援事業のページ

https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/yuusi.html

茨木市　中小企業振興資金融資制度のページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/yushiassen/seido\_yushi/chusho\_yushi.html

他に池田泉州銀行が市・町、商工会議所と協定を結んで設立した「地域創生融資ファンド」があります（協定締結市町：堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、松原市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、熊取町）。詳しくは池田泉州銀行へお問合せください。

**Ｑ６－４**

生産技術上・営業上の秘密に係る情報がある場合、秘密とする内容を記載した書類の具体的な例を示してください。

**Ａ６－４**

「生産技術上・営業上の秘密」については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条における秘密情報の審査基準について」に具体的な判断基準が示されていますので、それを参考にしてください。

⇒特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第６条における秘密情報の審査基準について

<https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/himitujyohoshinsakijyun.pdf>

**Ｑ６－５**

秘密情報として届出した内容については、情報公開の対象から必ず外してもらえますか。

また、情報公開請求があった場合、届出者に連絡されますか。

**Ａ６－５**

情報公開の求めがあった場合、各自治体の情報公開制度の手続きに沿って個別に判断することとなります。連絡の有無も含め、自治体によって手続きが異なりますので、詳しくは各自治体の窓口にお問い合わせください。